

ト 届出月の前月中に製造した指定石油製品のうち石油化学製品（アンモニアを含む。以下同じ。）の製造の事業を行う者（以下「石油化学製品製造業者」という。）に対して石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

チ 届出月の前月中に製造した指定石油製品であつて石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油のうち製造した石油化学製品の数量に相当する原料として使用したものの数量並びに当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品のための原料として使用したものの数量に相当する原料として使用したもののが、

リ 指定石油製品以外の物品の製造工程において届出月の前月中に副生された指定石油製品の数量（潤滑油等又は石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量については、当該石油化学製品の製造のための原料として使用した原油（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十条の四第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。）、ナフサ、灯油及び軽油の数量に相当するものの数量に限る。）を除く。）

特定の石油精製業者から継続的に購入した指定石油製品のうち当該石油精製業者が製造したもの（以下「特定生産製品」という。）

を届出月の前月中に販売したものの数量に、特定生産製品のうち指定石油製品及び脱硫用硫酸等以外の物品の製造のための原料として届出月の前月中に使用した指定石油製品の数

量（当該物品の製造工程において指定石油製品が副生された場合にあつては、当該副生された指定石油製品の数量を控除した数量。以下「特定生産使用量」という。）を加算した数量（以下「特定生産販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量とした数量

イ 特定生産販売等量のうち国産原油を原料として製造された指定石油製品の数量に相当する数量

ハ 特定生産販売等量のうち潤滑油等製造業者に対して販売した指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において販売された指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除した数量

二 特定生産販売等量のうち潤滑油等の製造者のための原料として使用した指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除した数量

ホ 特定生産販売等量のうち石油化学製品の原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ヘ 特定生産販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ト 特定生産販売等量のうち購入された指定石油製品を原料として製造された指定石油製品の数量

三 特定の石油精製業者から継続的に購入した指定石油製品のうち当該石油精製業者が輸入したもの（以下「特定輸入製品」という。）を届出月の前月中に販売した品種別の数量（第二条に掲げる指定石油製品ごとの数量をしたまつたもの（以下同じ。）に、特定輸入製品のうち指定石油製品及び脱硫用水素等以外の物品の

製造のための原料として届出月の前月中に使用した品種別の数量（当該物品の製造工程において指定石油製品が副生された場合にあつては、当該副生された品種別の数量を控除した数量。以下「特定輸入使用量」という。）を加算した数量（以下「特定輸入販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 特定輸入販売等量のうち特定石油製品の品種別での数量

ロ 特定輸入販売等量のうち潤滑油等製造業者に対する潤滑油等の製造のための原料として販売した品種別の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された品種別の数量を控除した数量

ハ 特定輸入販売等量のうち石油化学製品製造業者に対する石油化学製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された品種別の数量を控除した数量

二 特定輸入販売等量のうち石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

ホ 特定輸入販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の原料以外のために使用した数量を加算した数量から、次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 届出月の前月中に石油精製業者等に対しても販売した原油のうち石油精製業者等が指定石油製品の製造工程において製造した指定石油製品の原料として使用した数量

ロ 石油化学製品製造業者に対する潤滑油等の製造のための原料として届出月の前月中に販売した原油の数量

月中に販売した原油（第一号リに規定する原油に限る。以下この号において同じ。）の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された原油の数量のうち当該石油化学製品製造業者が指定石油製品の製造工程において製造した指定石油製品の原料として使用したもののが数量以外の数量を控除した数量

本口 次届出月の前月中に輸入した特定石油製品の品種別の数量

八 届出月の前月中に輸入した指定石油製品であつて潤滑油等の製造のための原料として使用した品種別の数量のうち製造された潤滑油等の数量に相当する原料として使用したものとの品種別の数量及び当該潤滑油等の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品で指定石油製品の数量に相当する原料として使用したもののが数量以外の数量を控除した数量

二 届出月の前月中に輸入した指定石油製品のうち石油化学製品製造業者に対する石油製品の製造のための原料として販売したナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除した数量

本口 届出月の前月中に輸入した指定石油製品であつて石油化学製品の製造のための原料

ハ として使用したナフサ、灯油及び軽油のうち製造した石油化学製品の数量に相当する原料として使用したものとの数量並びに当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品で指定石油製品の製造ための原料として使用したものとの数量並びに当該石油製品として使用したものとの数量届出月の前月に製造した指定石油製品について特定の石油精製業者又は特定石油販売業者に継続的に販売した指定石油製品のうち当該石油精製業者又は特定石油販売業者が販売したものとの数量に当該石油精製業者又は特定石油販売業者の特定生産使用量を加算した数量（以下「生産販売先販売等量」という。）から、次に掲げる数量を合計した数量を控除了した数量

イ 生産販売先販売等量のうち国産原油を原 料として製造した指定石油製品の数量

ロ 生産販売先販売等量のうち輸出量と輸出を目的として販売された数量とを合計した数量

ハ 生産販売先販売等量のうち潤滑油等の製造業者に対して潤滑油等の製造のための原料として販売された指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用された指定石油製品の数量を控除了した数量

二 生産販売先販売等量のうち潤滑油等の製造のための原料として使用された指定石油製品の数量から、当該潤滑油等の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除了した数量

ホ 生産販売先販売等量のうち石油化学製品製造業者に対して石油化学製品の製造のための原料として販売されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量に相当する原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量を控除了した数量

ヘ 生産販売先販売等量のうち石油化学製品の製造のための原料として使用されたナフサ、灯油及び軽油の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生された指定石油製品の数量を控除了した数量

ト 生産販売先販売等量のうち購入した指定石油製品を原料として製造した指定石油製品の数量

(石油基準準備蓄量の算定)

第九条 法第五条第一項の石油基準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者にあつては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げ

[View Details](#)

した数量を控除して算定するものとする。
一　国産原油以外の原油を原料として届出月の
直前の十二箇月中に製造された指定石油製品
の数量

四三

四 三 いて同じ。)
貨車
石油パイプライン事業法（昭和四十七年法
律五百号）第二条第二項に規定する石油パイ
プライン

石油精製業者等は、前項の規定により第一項本文の規定により得られた数量を変更しようとするとときは、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
(我が国の石油の消費量の算定方法)

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第一項に規定する製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は同項ただし書の規定により所轄消防長若しくは消防署長の承認に係る場所二 本邦内の船舶（領海及び接続水域に關する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条に規定する海域を通過したことが衛星航法装置により認められ、かつ、我が国に陸揚げされることは准認）の取扱

六 量に七十を乗じて得られる数量
七 その者に係る前条第二項第六号に掲げる数量
量に十五を乗じて得られる数量
七 その者に係る前条第二項第七号に掲げる数量
量に十五を乗じて得られる数量
備蓄の増強のための石油の輸入その他經濟產業大臣が適當と認めた場合には、石油精製業者は、前項本文の規定により得られた数量を変

第十一條 法第六条第一項の規定による石油の保有は、次の各号に掲げる場所においてしなければならない。
（石油の保有の方法）
指定石油製品の輸送貯蔵等は、すべて届出月の直前の十二箇月中に減少した指定石油製品の数量その他の第一号から第四号までに掲げる数量から控除することが適当と認められる指定石油製品の数量

一 その者に係る前条第二項第一号に掲げる数量
量に七十を乗じて得られる数量

二 その者に係る前条第二項第一号に掲げる数量
量に十五を乗じて得られる数量

三 その者に係る前条第二項第三号に掲げる数量
量に十五を乗じて得られる数量

四 その者に係る前条第二項第四号に掲げる数量
量に七十を乗じて得られる数量

八 第四号に規定する者が燃料用、洗じよう用その他これらに準ずる用途に供するため届出月の直前の十二箇月中に消費した指定石油製品の数量

定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、石油輸入業者にあつては第一号に掲げる指定石油製品の数量、第五号に掲げる指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量とする。」を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除した数量とする。ただし、次項の規定により当該数量が変更された場合には、当該変更後の数量をもつて法第五

石油製品の製造販売又は輸入の事業を行う者が保有していた指定石油製品の数量を合計した数量

五 届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の輸出量から特定石油製品の輸出量を控除した数量

六 届出月の直前の十二箇月の終了の日に第四号に規定する者が保有していた指定石油製品の数量

る数量を合計した数量から第七号に掲げる数量を控除した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、特定石油販売業者にては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した指定石油製品の数量、第三号に

三 輸入された原油のうち届出月の直前の十二箇月中に指定石油製品、潤滑油等又は石油化學製品の製造のための原料以外のために使用された数量

(原油の数量の指定石油製品の数量への換算の方式)

第十二条 法第六条第二項前段の規定により原油をもつて指定石油製品に代えることができる場合は、緊急時において石油基準備蓄量の石油を供給できる場合とする。

2 法第六条第二項後段に規定する換算の方式は、次のとおりとする。ただし、法第八条第二項の規定により確認を受けている二以上の石油精製業者等は、その指定石油製品に代えて保有した原油を合計した数量が次の各号の方で換算された指定石油製品に代えることができる原油の数量の合計した数量以下である限りにおいて、原油をもつて指定石油製品に代えることができる。

一 原油をもつて石油精製業者等が製造した指定石油製品に代える場合には、原油一キロリットルをもつて指定石油製品〇・九五キロリットルに換算するものとする。

二 原油をもつて石油精製業者等が輸入した指定石油製品に代える場合には、緊急時において石油精製業者等が石油を供給できる範囲内で法第五条第一項により当該石油精製業者等が届け出た方式とする。

(石油基準備蓄量の減少の申請)

第十三条 法第七条第一項の申出をしようとする者は、様式第三による申出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、その石油基準備蓄量を増加することとなる他の石油精製業者等がその増加する石油の種類、数量及び増加する期間について同意していることを証する書類を添付しなければならない。

(取引関係)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する取引関係にある石油精製業者等(法第八条第二項の規定による確認を受けているものを除く。)は、同一の石油精製業者等が他の石油精製業者等に継続的に石油を販売していること。

2 二つの石油精製業者等の場合において、一の石油精製業者等が他の石油精製業者等に継続的に石油を販売していること。

三 三以上の石油精製業者等の場合において、当該三以上の石油精製業者等が次のイからハまでのいずれかに規定する関係にあること。

イ 一の石油精製業者等が当該三以上の石油精製業者等のうち当該一の石油精製業者等以外のもののそれぞれに、継続的に石油を販売していること。

ロ 一の石油精製業者等が当該三以上の石油精製業者等のうち当該一の石油精製業者等以外のもののそれぞれから、継続的に石油を購入していること。

ハ 当該三以上の石油精製業者等が石油の供給に関し相互に密接な関係にある場合において、当該三以上の石油精製業者等のうち当該二以上の石油精製業者等が、第一号、前号、イ又はロに規定する関係にあり、かつ、当該三以上の石油精製業者等のうち当該二以上の石油精製業者等以外のもののそれぞれと、直接又は間接に、第一号、前号、イ又はロに規定する関係にあること。

(確認の申出)

第十六条 法第八条第二項の確認を受けようとする者は、様式第五による申出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、各石油精製業者等の間に該二以上の石油精製業者等以外のもののそれぞれと、直接又は間接に、第一号、前号、イ又はロに規定する関係にあること。

(確認の申出)

第十七条 法第八条第二項の確認を受けようとする者は、様式第六による申出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、各石油精製業者等の間に該二以上の石油精製業者等以外のもののそれぞれと、直接又は間接に、第一号、前号、イ又はロに規定する関係にあること。

(取引関係の変更の届出等)

第十八条 法第八条第一項の承認を受けようとする者は、様式第四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、その石油基準備蓄量を増加することとなる他の石油精製業者等がその増加することとなる他の石油精製業者等がその増加する石油の種類、数量及び増加する期間について同意していることを証する書類を添付しなければならない。

(取引関係)

第十九条 経済産業大臣は、法第九条第一項(本件に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当する)において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第二項の規定による命令をすることができるものとする。

一 連続する七回の第三十五条第二項第一号に規定する各測定日に係る同号に規定する平均石油保有量が石油基準備蓄量を下回つておらず、又は連続する七回の同号に規定する測定日の間において石油保有量が石油基準備蓄量を下回つている期間が相当の割合以上を占めていること。

二 石油保有量が石油基準備蓄量を相当程度下回つている場合において、当該石油精製業者等に係る石油の購入の計画、購入した石油の輸送の計画等を勘案し、相当と認められる期間内に法第六条第一項の規定に従つて石油を保有するに至ることが困難であると認められること。

二 石油保有量が石油基準備蓄量を相当程度下回つている場合において、当該石油精製業者等に係る石油の購入の計画、購入した石油の輸送の計画等を勘案し、相当と認められる期間内に法第六条第一項の規定に従つて石油を保有するに至ることが困難であると認められること。

(石油ガスの備蓄)

第二十条 法第十条第一項の経済産業省令で定める者は次のとおりとする。

一 届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入実績を有するもの(経済産業大臣(国家備蓄石油に係る事業を行つ場合に限る。)を除く)。

(石油ガス基準備蓄量の算定)

第二十一条 法第十条第一項の石油ガス基準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の前条第二項第一号に掲げる数量を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除し、これに四十を乗じて得られる数量とする。ただし、次項の規定により当該数量が変更された場合には、当該変更後の数量をもつて法第十条第一項の石油ガス基準備蓄量とする。

(石油ガス基準備蓄量の算定)

第二十二条 法第十条第一項の石油ガス基準備蓄量は、届出月の十一箇月前から届出月までの期間の各月の前条第二項第一号に掲げる数量を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除し、これに四十を乗じて得られる数量とする。ただし、次項の規定により当該数量が変更された場合には、当該変更後の数量をもつて法第十条第一項の石油ガス基準備蓄量とする。

(石油ガス基準備蓄量の算定)

二 前号に掲げるものほか、過去前号に該当したものであつて、届出月の前月に保有すべき石油ガスの量が法第十条第一項の規定により算定されているもの(経済産業大臣(国家備蓄石油に係る事業を行つ場合に限る。)を除く)。

(石油ガス基準備蓄量等の届出)

第二十三条 法第十条第一項の規定による届出は、届出月の末までに、様式第一による届出書を提出しなければならない。

2 法第十条第一項の経済産業省令で定める事項は、届出月の前月に輸入した石油ガスのうち各号に掲げる事項とする。

(石油ガス基準備蓄量等の届出)

一 届出月の前月の石油ガスの輸入量から次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち輸出し、又は輸出すること目的として販売したものとしない。

ロ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち石油化学製品製造業者に對して石油化学

製品の製造のための原料として販売したものとしないものとする。

年月日以後当該石油精製業者等は、当該確認を受けないものとする。

(命令発動の要件)

経済産業大臣は、法第九条第一項(本件に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第二項の規定による命令をする)によつて、当該三以上の石油精製業者等が次のイからハまでのいずれかに規定する関係にあること。

ハ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち石油化学製品の製造のための原料として使用された石油ガスの数量を控除した数量

一 使用したものの数量から、当該石油化学製品及び石油ガスの数量に相当する原料として使用された石油ガスの数量を控除した数量

二 各石油ガス輸入業者は、前項本文の規定により得られた数量を変更しようとするときは、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(我が国の石油ガスの輸入量の算定方法)

第二十四条 法第十条第二項に規定する届出月の直前の十二箇月の我が国の石油ガスの輸入量は、第一号及び第二号に掲げる数量を合計した数量から、第三号から第六号までに掲げる数量を合計した数量を控除して算定するものとする。

(我が国の石油ガスの輸入量の算定方法)

二 届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入量は、届出月の末までに、様式第一による届出書を提出しなければならない。

2 法第十条第一項の経済産業省令で定める事項は、届出月の前月に輸入した石油ガスのうち各号に掲げる事項とする。

(石油ガス基準備蓄量等の届出)

一 届出月の前月の石油ガスの輸入量から次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち輸出し、又は輸出すること目的として販売したものとしない。

ロ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち石油化学製品製造業者に對して石油化学

製品の製造のための原料として販売したものとしないものとする。

の数量から、当該石油化学製品の製造工程において副生される指定石油製品及び石油ガスの数量に相当する原料として使用された石油ガスの数量を控除した数量

一 使用したものの数量から、当該石油化学製品及び石油ガスの数量に相当する原料として使用された石油ガスの数量を控除した数量

二 各石油ガス輸入業者は、前項本文の規定により得られた数量を変更しようとするときは、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(我が国の石油ガスの輸入量の算定方法)

第二十五条 法第十条第二項に規定する届出月の直前の十二箇月の我が国の石油ガスの輸入量は、第一号及び第二号に掲げる数量を合計した数量から、第三号から第六号までに掲げる数量を合計した数量を控除して算定するものとする。

(我が国の石油ガスの輸入量の算定方法)

二 届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入量は、届出月の末までに、様式第一による届出書を提出しなければならない。

2 法第十条第一項の経済産業省令で定める事項は、届出月の前月に輸入した石油ガスのうち各号に掲げる事項とする。

(石油ガス基準備蓄量等の届出)

一 届出月の前月の石油ガスの輸入量から次に掲げる数量を合計した数量を控除した数量

イ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち輸出し、又は輸出すること目的として販売したものとしない。

ロ 届出月の前月中に輸入した石油ガスのうち石油化学製品製造業者に對して石油化学

三 届出月の直前の十二箇月中に輸入した石油ガスのうち輸出した数量
四 届出月において各石油ガス輸入業者が保有しなければならない石油ガスの数量を合計した数量
五 届出月の直前の十二箇月中に石油化学製品の原料として使用された石油ガスの数量
六 第三号から前号までに掲げるもののほか、石油ガスの輸送、貯蔵等に伴つて届出月の直前の十二箇月中に減少した石油ガスの数量その他の第一号及び第二号に掲げる数量から控除することが適當と認められる石油ガスの数量

（石油ガスの保有の方法）
第一回 去第一 条第

第二十四条 法第十一項第一項の規定による石油ガスの保有は、次の各号に掲げる場所においてしなければならないものとする。

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物

四 本邦内の船舶

五 貨車

（取引関係）

第二十五条 石油ガスの販売、購入、貯蔵、輸送その他の事業の全部又は一部を共同して行う取引関係にある二以上の石油ガス輸入業者（法第十一條第二項において準用する法第八条第二項の規定による確認を受けているものを除く。）は同様の権利を有する。（昭和三十九年法律第七十号）

(準用等) 第二十六条 第十三条、第十四条、第十六条、第
は同項の規定を受けることができるものとする。
る。

十七条、第十八条及び第十九条の規定は、石油ガス輸入業者に準用する。この場合において、第十三条の見出し、第十四条及び第十九条中「石油基準備蓄量」とあるのは「石油ガス基準備蓄量」と、第十三条中「法第七条第一項」とあるのは「法第十一一条第二項において準用する法第七条第一項」と、第十四条第一項中「法第八条第一項」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第八条第一項」と、同条第二項、第十六条第二項、第十七条第一項及び第三

区分	第一地域	北海道				
第二地域	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
第三地域	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都
第四地域	新潟県	富山県	石川県	福井県	長野県	神奈川県
第五地域	野県	山梨県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
第六地域	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
第七地域	鳥取県	島根県	岡山县	広島県	山口県	德島県
第八地域	香川県	愛媛県	高知県	熊本県	大分県	福岡県
第九地域	佐賀県	長崎県	福岡県	鹿児島県	宮崎県	沖縄県
第十地域						

項、第十八条並びに第十九条第二号中「石油精製業者等」とあるのは「石油ガス輸入業者」と、第六条第一項、第七十七条第一項及び第十八条第一項中「法第八条第二項」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第八条第二項」と、第十九条中「法第九条第一項本文」とあるのは「法第十二条第一項本文」と、同条第一号中「第三十五条第二項第一号」とあるのは「第三十五条第二項第一号」と、「平均石油保有量」とあるのは「平均石油ガス保有量」と、同条第一号及び第二号中「石油保有量」とあるのは「石油ガス保有量」と、同条第二号中「石油」とあるのは「石油ガス」と、「法第六条第一項」とあるのは「法第十二条第一項」とあるのは「法第十二条第一項本文」と、

2 法第十三条第一項の經濟産業省令
件は、第八条第二項第一号中「石油製
油の委託を受けて製造した指定石油製
除き、他の石油精製業者に委託して
定石油製品の数量を含む。」を「(レ)
業者に委託して製造した指定石油製
含む。」と読み替えた場合に過去二
て法第五条第一項の規定により経
届け出た各月の石油基準備蓄量(第
一号から第三号まで及び第五号ま
でに係るものに限る。以下この項
じ。)が、当該月の全ての石油精制
油基準備蓄量を合計した数量の
セント以上であることとする。

第三地域	第四地域	第五地域	第六地域	第七地域	第八地域	第九地域	(特定)
第三地域	第四地域	第五地域	第六地域	第七地域	第八地域	第九地域	(特定)

茨城県	栃木県
東京都	福島県
長野県	富山県
梨県	石川県
重県	富山県
福井県	福井県
滋県	奈良県
島県	鳥取県
香県	徳島県
佐県	福岡県
宮崎県	宮崎県
沖縄県	沖縄県

業者等の要	木県	都	群馬	神奈川	静岡県	岐阜
人	賀県	京都				
事	県	和歌山				
業	根県	岡山				
者	賀県	長崎				
等	県	鹿児島				
の						
要						

県 県 県 県 県	高知県 広島県 熊本県	大阪府	愛知県 埼玉県 新潟県
-----------------------	-------------------	-----	-------------------

東大山兵三山千

		2	法第十三条第一項の経済産業省令で定める画 件は、第八条第二項第一号中「石油精製業者等」 の委託を受けて製造した指定石油製品の数量を 除き、他の石油精製業者に委託して製造した指 定石油製品の数量を含む。」を「他の石油精製業 者に委託して製造した指定石油製品の数量を 含む。」と読み替えた場合に過去三年間にお けるものに限る。(以下この項において同 て法第五条第一項の規定により経済産業大臣 届け出た各月の石油基準蓄積量(第九条第一項 第一号から第三号まで及び第五号から第七号ま でに係るものに限る。以下この項において同 じ。)が、当該月の全ての石油精製業者等の石 油基準蓄積量を合計した数量のおおむね一パーセ ント以上であることとする。 (災害時石油供給連携計画の届出)
		第二十六条の四	法第十三条第四項前段の規定による災害時石 油供給連携計画の届出は、同一箇 所の規定による告示が行われた日から起算し て二月以内に、様式第七の二による届出書を提出 しなければならない。
		2	法第十三条第四項後段の規定による災害時石 油供給連携計画の届出は、変更後遅滞なく、 式第七の三による届出書を提出してしなければ ならない。
		(災害時石油供給連携計画の記載事項)	
		第二十六条の五	法第十三条第五項第四号の経済 産業省令で定める事項は、次に掲げるものとす る。
		一 経済産業省その他関係機関との連絡に関する事項	二 法第二十九条の規定に基づき国家備蓄石油(指 定石油製品に限る。以下この号において同 じ。)の管理の委託を受けた特定石油精製業者等に あつては、当該国家備蓄石油を管理する貯蔵施設 及び油種別の貯蔵量に関する事項
		三 灾害時石油供給連携計画を実施するための訓 練に関する事項	第二十六条の六 法第十四条第一項の経済産業省 令で定める地域は、次の表のとおりとする。
区分	区域	第一地域 北海道	第二地域 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

第三地域	第四地域	第五地域	第六地域	第七地域	第八地域	第九地域	(特定)
第三地域	第四地域	第五地域	第六地域	第七地域	第八地域	第九地域	(特定)

茨城県	栃木県
東京都	福島県
富山県	長野県
重県	
福井県	
岐阜県	
愛知県	
三重県	
滋賀県	
奈良県	
和歌県	
鳥取県	
島根県	
徳島県	
香川県	
高知県	
徳島県	
香川県	
高知県	
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
宮崎県	
鹿児島県	
沖縄県	

業者等の要	木県	都	群馬	神奈川	静岡県	岐阜
人	賀県	京都				
事	県	和歌山				
業	根県	岡山				
者	賀県	長崎				
等	県	鹿児島				
の						
要						

県 県 県 県 県	高知県 広島県 熊本県	大阪府	愛知県 埼玉県 新潟県
-----------------------	-------------------	-----	-------------------

東大山兵三山千

く、様式第七の五による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

(災害時石油ガス供給連携計画の記載事項)

第二十六条の九 法第十四条第五項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 経済産業省その他関係機関との連絡に関する事項

二 災害時石油ガス供給連携計画を実施するための訓練に関する事項

三 石油輸入業の登録等

(登録の申請)

第二十七条 法第十七条第一項の規定により法第十六条の登録を受けようとする者は、様式八による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第十七条第二項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、経済産業大臣は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第三項の規定により登録申請者(法人である場合にあっては、その役員(同法第十四条第一項に規定する役員をいう。以下同じ。)をいう。以下この項において同じ。)に係る同法第三十条の第五項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、当該申請者に対し、当該申請者の住民票の原本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一 様式第九により作成した登録申請者の履歴書

二 法人である場合においては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

三 法第六条第一項の規定による石油の保有に必要と認められる施設を権原に基づいて利用できることを証する書面

四 時蔵施設の位置及び付近の状況を示す図面(変更登録)

五 第二十二条第一項に規定する法第十九条第一項各号に該当しないことを誓約する書面は、様式第十により作成しなければならない。(変更登録)

六 第二十八条 法第二十条第一項の規定により変更登録を受けようとする者は、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。(変更の届出)

七 第二十九条 法第二十条第三項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十二による

届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、石油輸入業者が個人であり、かつ、法第十七条第一項第一号に掲げる事項に変更があったときは、第二十七条第二項ただし書の規定によるものとする。

一 石油輸入業者が法人であり、かつ、法第十七条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき 第二十七条第二項第二号に掲げる書類

二 石油輸入業者が法人であり、かつ、法第十七条第一項第一号に掲げる書類及び法第十七条第二項に規定する法第十九条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

(廃止の届出)

三 第二十二条 法第二十一条に規定する廃止の届出をしようとする者は、様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

四 第二十三条 法第二十七条第一項の規定により石油販売業の開始の届出をしようとする者は、様式第十七による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業大臣に提出しなければならない。

五 法第二十六条第三項の規定により石油精製業の廃止の届出をしようとする者は、様式第十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

六 第二十四条 法第二十四条第一項の規定による所定の届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

七 第二十五条 法第二十五条第一項の規定による所定の届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

八 直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

九 第二十六条 法第二十六条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十九による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業大臣長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一〇 第二十七条 法第二十七条第一項の規定により石油ガス輸入業の開始の届出をしようとする者は、様式第二十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一一 第二十八条 法第二十八条第一項の規定により石油ガス輸入業の廃止の届出をしようとする者は、様式第二十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一二 第二十九条 法第二十九条第一項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第二十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一三 第三十条 法第二十条第一項の規定により石油精製業の開始の届出をしようとする者は、様式第十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一四 第三十一条 法第二十一条に規定する廃止の届出をしようとする者は、様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一五 第三十二条 法第二十六条第一項の規定により石油精製業の開始の届出をしようとする者は、様式第十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一六 第三十三条 法第二十七条第一項第五号の経済産業省令で定める要件は、地域の実情を踏まえ、給油設備の規模が経済産業大臣が定める規模以上であることその他の経済産業大臣が定める要件に該当することとする。

一七 第三十四条 法第二十七条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 販売しようとする石油の種類

二 主たる販売先

三 主たる販売施設の概要

四 特定石油販売業者にあつては、密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名

五 事業開始予定期

六 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、災害が発生した場合において同号の営業所の状況の確認を受けるための電話番号その他の連絡先

七 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

八 所要資金の額及び調達方法

九 一次の事項を記載した事業計画書

一〇 石油製品の生産計画

一一 石油の販売計画

一二 製造場ごとの図面並びに石油製品の生産及び石油の貯蔵のための設備の明細及び配置図

一三 石油製品の生産又は石油の販売を他に委託し、又は他から受託する場合にあつては、その概要を説明した書類

一四 法人にあつては、次の書類

一五 定款

一六 役員の氏名及び経歴

6 法第二十七条第三項において準用する法第二十六条第三項の規定により石油販売業の廃止の届出をしようとする者は、様式第十九による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業大臣長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

7 法第二十八条第三項において準用する法第二十六条第三項の規定により石油ガス輸入業の廃止の届出をしようとする者は、様式第二十による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業大臣に提出しなければならない。

8 法第二十九条第一項の規定により石油精製業の廃止の届出をしようとする者は、様式第二十一による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業大臣に提出しなければならない。

9 法第二十七条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、事業開始予定期とする。

10 法第二十八条第一項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第二十二による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業大臣に提出しなければならない。

11 法第二十九条第一項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第二十三による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業大臣に提出しなければならない。

12 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

13 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

14 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

15 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

16 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

17 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

18 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

19 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

20 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

21 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

22 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

23 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

24 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

25 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

26 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

27 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

28 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

29 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

30 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

31 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

32 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

33 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

34 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

35 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

36 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

37 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

38 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

39 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

40 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

この項において「届出月」という。)のとあるのは(「届出月の前月の第三十七条第一項の規定により石油輸入業者の地位を承継した日以後における」)と、「を経済産業大臣」とあるのは(「並びに届出月の前月の当該承継の日前におけるその者及び譲渡人、被相続人、合併により消滅した法人又は分割をした法人たる石油輸入業者に係るこれらの事項を経済産業大臣」とする。

五 法第三十八条第一項の規定により分割によつて石油精製業者の地位を承継した法人については、様式第三十三による書面及びその法人事項証明書（技術的読替え等）の登記事項を證明する。

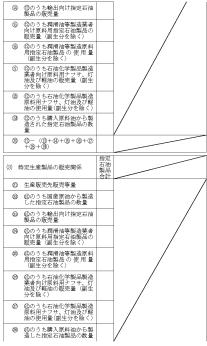
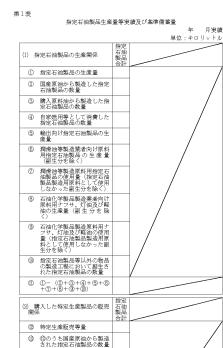
第四十三条 前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十九条に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

			八 條	第三 十 法 第三 十八 條第 四項 におい て準用 する法 第三十八 條第一項
九 條 法 第三 十八 條第 二項	九 條 法 第三 十八 條第 一項	第一 号	第一 項	第三 十 法 第三 十八 條第 四項 におい て準用 する法 第三十八 條第一項
九 樣 式 第二 十 樣 式 第三 十四	二 項	第二 号	一 項	第三 十 法 第三 十八 條第 四項 におい て準用 する法 第三十八 條第一項

附則（令和五年一二月二八日経済産業省）

省令第六三号） 按

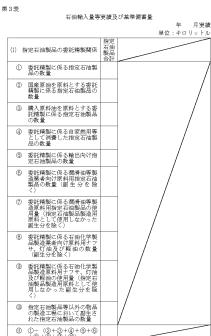
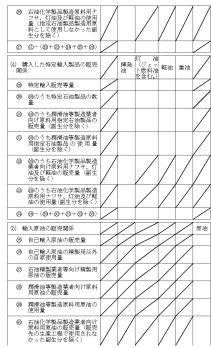
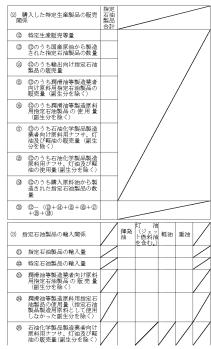
6



◎ $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	◎ $\frac{1}{2} + \frac{1}{2} = 1$	◎ $\frac{1}{2} - \frac{1}{2} = 0$	◎ $\frac{1}{2} \times 2 = 1$	◎ $\frac{1}{2} \div \frac{1}{2} = 1$
◎ 基本运算律口诀表	加法结合律 乘法结合律 乘法分配律	减法性质 除法性质 除法逆运算	乘法交换律 乘法结合律 乘法分配律 乘法逆运算	除法结合律 除法交换律 除法逆运算
◎ ① 两个数相加，交换加数的位置，和不变。 ◎ ② 在加法算式中，三个数相加，先把前两个数相加，或者先把后两个数相加，和不变。 ◎ ③ 在加法算式中，一个数加上两个数的和，等于这个数分别加上这两个数。简称为加法结合律。	◎ ④ 在乘法算式中，一个数乘以两个数的积，等于这个数分别乘以这两个数。简称为乘法结合律。	◎ ⑤ 在除法算式中，一个数除以两个数的商，等于这个数分别除以这两个数。简称为除法结合律。	◎ ⑥ 在乘法算式中，交换两个因数的位置，积不变。 ◎ ⑦ 在乘法算式中，一个因数扩大若干倍，另一个因数缩小相同的倍数，积不变。 ◎ ⑧ 在乘法算式中，一个因数扩大若干倍，另一个因数不变，积也扩大相同的倍数。 ◎ ⑨ 在乘法算式中，一个因数缩小若干倍，另一个因数不变，积也缩小相同的倍数。	◎ ⑩ 在除法算式中，被除数和除数同时扩大或缩小相同的倍数，商不变。 ◎ ⑪ 在除法算式中，被除数不变，除数扩大若干倍，商反而缩小相同的倍数。 ◎ ⑫ 在除法算式中，被除数不变，除数缩小若干倍，商反而扩大相同的倍数。
◎ 小学数学第二册口诀表	◎ 乘法口诀表	◎ 除法口诀表	◎ 分数口诀表	◎ 小学数学第三册口诀表

図表1 用語の定義と日本語表現AとB

- ① かからでては、(は)それと(は)それと第3類第2号いからでてに
掲げる用語。の(か)らで(て)の(は)に(そ)れ(と)は(そ)れ(と)第3類第2号いからで
てに掲げる用語。の(か)らで(て)の(は)に(そ)れ(と)は(そ)れ(と)第3類第2号いからで
てに掲げる用語。
- ② かからでては、(は)それと(は)それと第3類第2号いからでてに
掲げる用語。の(か)らで(て)の(は)に(そ)れ(と)は(そ)れ(と)第3類第2号いからで
てに掲げる用語。



様式第3 (第15号) (平成19年4月~令和元年、令和2年4月~令和3年4月)	
本件審査請求書申込書	
年 月 日	
特許審査大用	
申告者 姓 氏、名前 (法人においては、その代表者の名前) 性別	
例 月日(本件審査請求に置いては、本件の審査等に関する法律第7条第1項の規定による請求を所要する旨) の外、他の記載事項	
1. 本件審査請求の主な特徴を要約する旨及び契約	
契約の種類	
基礎特許の種類とその特長	
新規性と本件特許	
基礎特許の特許権登録権利	
2. 本件審査請求の主な特徴を要約する旨	
新規性と本件特許	
登録権利の有効性と本件特許	
新規性と本件特許	
登録権利の有効性と本件特許	

第4回（4月15日）（午後2時～3時、中央図書室にて本部議事・一般会）	
基準書評の減少の申合せ	
年 月 日	
新種業者大田 周	中津川 鶴吉、白石 R. S. 仁喜人（著者）、はその代表者の名前）
月刊「文庫」の販売額が減少について右記の書籍の購入量に付する標準書評の数を減らすことを請うる。併し、月刊「文庫」（定期刊行費並に販売用の書類を含め1冊）の本体を交付して貰ふ。	月刊「文庫」の販売額が減少について右記の書籍の購入量に付する標準書評の数を減らすことを請うる。併し、月刊「文庫」（定期刊行費並に販売用の書類を含め1冊）の本体を交付して貰ふ。
文庫の販売額が減少する原因を調査せよ。	文庫の販売額が減少する原因を調査せよ。
基準書評を減らすよりよくする方法	基準書評を減らすよりよくする方法
新種業者大田 周	新種業者大田 周
当月書評欄の書評数が減少する原因を調査せよ。	当月書評欄の書評数が減少する原因を調査せよ。
文庫の販売額が減少する原因を調査せよ。	文庫の販売額が減少する原因を調査せよ。
基準書評を減らすよりよくする方法	基準書評を減らすよりよくする方法
新種業者大田 周	新種業者大田 周
3. 本部議事の報告をなさうとする旨を附す	3. 本部議事の報告をなさうとする旨を附す
第1 回の件の大半は、次のように要約される。	第1 回の件の大半は、次のように要約される。
基準書評の減少は、本部の責任である。	基準書評の減少は、本部の責任である。
基準書評を減らすよりよくする方法を調査せよ。	基準書評を減らすよりよくする方法を調査せよ。
新種業者大田 周	新種業者大田 周
基準書評を増やすことを請うる。	基準書評を増やすことを請うる。
新種業者大田 周	新種業者大田 周

株式会社(個人名) (市町村名) (郵便番号) (令和元年四月一日現在の登記者)	
若き頃の変遷記述書	
年 月 日	
新潟県長岡市 舟	
同上	慶應二年、名舟
同上	(舟人あつはる、その代襲者の名舟)
同上	慶應四年、名舟
同上	(舟人あつはる、その代襲者の名舟)
上記の者の代襲者	慶應四年、名舟
同上	(舟人あつはる、その代襲者の名舟)
同上	在

6. 本基準の評定に対する地元の地方公務員の意見と考慮事項 ○本基準の評定に対する地元の地方公務員の意見と考慮事項	
問： 備考欄に以下の文を記入して下さい。 ① 地方公務員が各自の仕事に対する理解及び実感の状況に関する事項	
球状の樹木は、どの程度の位置で植えられるべきか (候補地名) _____ (候補地番) _____	
石垣は、どの程度の位置で植えられるべきか (候補地名) _____ (候補地番) _____	
樹種（ ） 樹種（ ） 樹種（ ） 樹種（ ）	
樹種（ ） 樹種（ ） 樹種（ ） 樹種（ ）	
節約的な樹木製材は、どの程度の位置で植えられるべきか (候補地名) _____ (候補地番) _____	
石垣は、どの程度の位置で植えられるべきか (候補地名) _____ (候補地番) _____	
樹種（ ） 樹種（ ） 樹種（ ） 樹種（ ）	
樹種（ ） 樹種（ ） 樹種（ ） 樹種（ ）	
8. 本基準の評定に対する地元の公務員に関する意見 ○本基準の評定に対する地元の公務員に関する意見	
9. 本基準の評定に対する地元の公務員に関する意見 ○本基準の評定に対する地元の公務員に関する意見	
10. 本基準の評定に対する地元の公務員に関する意見 ○本基準の評定に対する地元の公務員に関する意見	

当実施組織の詳細な内容を記載した資料を添付すること。
 例1 用語の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。
 3 必要に応じて、詳細資料を添付すること。

用紙の大きさは、日本楽風規格A4とする。
変更事項の欄には、様式第7の3の各事項のうち、変更する事項を記入すること。
必要に応じて、変更事項に関する資料を添付すること。

様式第7の3（第26条の4関係）

に連絡のつく営業電話等を配備している場合は、平時のお電話番号と共に電話番号の登録番号も記載すること。
石油ガス輸入業者等が掲載する団体の担当者は必ず営業業者の連絡を行なう。当該団体の名前、担当者の役職及び登録番号を丸い欄に記載する。
所有に関する事項

様式第7の4（第26条の8関係）

様式第7の5（原形ありの契約）（契約書類の用紙、本文書を除く）

天然ガス供給契約書

年 月 日

登録番号

地名

番

（法人名又は、代表者の氏名）

姓

登録番号

地名

番

（法人名又は、代表者の氏名）

姓

石油の需要量の算定書に記載する法律上の表面積の面積に応じて算出された石油の供給

契約期間を定めた上で、石油の需要量の算定書に記載する法律上の表面積の面積の計算

が契約期間に上り重なる場合は、

当該の表面積を下す日始終の区域

登録番号

機械第13号(新規)の規定による場合、販賣業者(販賣店名)・年商額(販賣額)	
販賣業者(販賣店名) 年 月 日	
石油輸入業者(出荷者)	
年 月 日	
経営業者(出荷者)	
年 月 日	
石油販賣業者(販賣店名)	
年 月 日	
石油の品種	
数量(升)	
機械の大きさは、日本産業規格A4とする。	
2. 200升以上、記載しないこと。	

(表2-2)

2 石油の種類ごとの貯蔵能力及び所在地
製造会社の名前 所 在 地 貯蔵番号 () 一 石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力
製造会社の名前 所 在 地 貯蔵番号 () 一 石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力
4 余分な欄
備考 1. 本欄の記入は、日本電気株式会社による。 2. 「本欄」に記入しない場合は、この欄は無効とする。 3. 「本欄」に記入して、本欄の記入を許す場合はある。

横版第14(第23次公認)(市町村公認のもの、市町村規制令、市町村規制令(市町村規制令)の規制令)	
石油 業 品 質 上 取 律	
年 月 日	
経済産業大臣 聲	
提出者	度量衡、名稱 (法人にあっては、代表者の氏名)
右地種類をもとにしたて、石油の商標の権利等に係る上記法律第36条各款の規定により上記を定めます。	
新元年四月一日	
新元年四月一日	
備考 両親の日本は、日本を基準とする A 4 とする。	

1. 用印大きさは、日本黒丸角人 A どおり。	
2. 「黒丸」について記載しないことは、この形式の例に何れも 該当する。黒丸を記載しない場合は、黒丸を、黒丸を、黒丸を、 黒丸を記載せよ。	
3. 「黒丸」を記載する場合は、黒丸を、黒丸を、黒丸を、黒丸を、 黒丸を記載せよ。	
(第4回) 〔次回開催〕第4回の石川県議会の名記載	
9. 言語の選択(複数選択可)	
選択用の名前	
政治的立場の「一人一枚」	K V A
政治的立場の「各自が選択の範囲」	K V A
選択用の名前	
政治的立場の「一人一枚」	K V A
政治的立場の「各自が選択の範囲」	K V A
10. 以下の選択肢に該当する場合に於ける選択用の表記の欄を受けたものに複数選択可	
選択用の名前	
電気番号等の他の選択肢	
選択用の名前	
電気番号等の他の選択肢	
備考欄	
1. 用印大きさは、日本黒丸角人 A どおり。	
2. 「黒丸」について記載しないことは、この形式の例に何れも 該当する。黒丸を記載しない場合は、黒丸を、黒丸を、黒丸を、 黒丸を記載せよ。	
3. 「黒丸」を記載する場合は、黒丸を、黒丸を、黒丸を、黒丸を、 黒丸を記載せよ。	
(第5回) 〔次回開催〕第5回の石川県議会の名記載、選択用記載欄の印に記入するシグネチャーをして記入する場合は	
11. 言語の選択(複数選択可)	

様式第18（第33条関係）

2 「營業所」、「タンクローリー」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した箇面に記載して、第5表の次に添付すること。

様式第19（第33条関係）

様式第15(「特許法(昭和26年)」(平成10年6月1日施行)第10条第1項、第10条第2項、第10条第3項に付する注記)	
(登記) 石油鉱業免許更新登記書	
年 月 日	
経営者登記大臣 職	
出 司 備 有 名	登記者名 法人の名称 代表者の氏名 性別
(特許) 石油鉱業免許を新しくして、石油鉱業免許に関する法律第5章第26条において規定する登記の範囲第3項の要領により行なは出す。	
新規免許登記	
既存の免許登記	
登記の範囲に關する	
登記の方法に關する	
登記料	
新規免許登記料 日本標準地租料 100千円。	

備考 用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とする。

様式第20（第34条関係）

様式第22の3(第34条の3関係)

注：(1)「同一の事業者」は、同一の登記上の事業者、同一の登記上の事業者と同一の登記上の事業者との合併等により、同一の登記上の事業者となる場合、同一の登記上の事業者と同一の登記上の事業者との分離等により、同一の登記上の事業者となる場合、同一の登記上の事業者と同一の登記上の事業者との合併等により、同一の登記上の事業者となる場合等を指す。(2)「同一の登記上の事業者」は、同一の登記上の事業者と同一の登記上の事業者との合併等により、同一の登記上の事業者となる場合、同一の登記上の事業者と同一の登記上の事業者との分離等により、同一の登記上の事業者となる場合、同一の登記上の事業者と同一の登記上の事業者との合併等により、同一の登記上の事業者となる場合等を指す。

様式第22の3(第34条の3関係)・第1表 (石油製品の販売、石油卸売等(一部改定)) 石油製品業者等の製油所及び油槽等石油在庫量等(実績)

事業者名 内訳等の欄に記入する 電話番号	年月日																																																																																			
(単位: kL)																																																																																				
①地理・生産量																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者名</th> <th rowspan="2">貯蔵</th> <th colspan="12">石油製品生産量</th> </tr> <tr> <th>ガソリン</th> <th>ナフサ</th> <th>ワックス</th> <th>灯油</th> <th>軽油</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		事業者名	貯蔵	石油製品生産量												ガソリン	ナフサ	ワックス	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費																																																								
事業者名	貯蔵			石油製品生産量																																																																																
		ガソリン	ナフサ	ワックス	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者名</th> <th rowspan="2">貯蔵</th> <th colspan="12">輸入量</th> </tr> <tr> <th>ガソリン</th> <th>ナフサ</th> <th>ワックス</th> <th>灯油</th> <th>軽油</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		事業者名	貯蔵	輸入量												ガソリン	ナフサ	ワックス	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費																																																								
事業者名	貯蔵			輸入量																																																																																
		ガソリン	ナフサ	ワックス	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者名</th> <th rowspan="2">貯蔵</th> <th colspan="12">輸出量</th> </tr> <tr> <th>ガソリン</th> <th>ナフサ</th> <th>ワックス</th> <th>灯油</th> <th>軽油</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		事業者名	貯蔵	輸出量												ガソリン	ナフサ	ワックス	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費																																																								
事業者名	貯蔵			輸出量																																																																																
		ガソリン	ナフサ	ワックス	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費																																																																						

様式第22の3(第34条の3関係)・第2表 (石油製品の販売、石油卸売等(一部改定)) 石油精製業者等の製油所及び油槽等石油在庫量等(見込)

事業者名 内訳等の欄に記入する 電話番号	年月日																																																																																			
(単位: kL)																																																																																				
②貯蔵量																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者名</th> <th rowspan="2">貯蔵</th> <th colspan="12">貯蔵量</th> </tr> <tr> <th>ガソリン</th> <th>ナフサ</th> <th>ワックス</th> <th>灯油</th> <th>軽油</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		事業者名	貯蔵	貯蔵量												ガソリン	ナフサ	ワックス	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費																																																								
事業者名	貯蔵			貯蔵量																																																																																
		ガソリン	ナフサ	ワックス	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者名</th> <th rowspan="2">貯蔵</th> <th colspan="12">貯蔵量</th> </tr> <tr> <th>ガソリン</th> <th>ナフサ</th> <th>ワックス</th> <th>灯油</th> <th>軽油</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		事業者名	貯蔵	貯蔵量												ガソリン	ナフサ	ワックス	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費																																																								
事業者名	貯蔵			貯蔵量																																																																																
		ガソリン	ナフサ	ワックス	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費																																																																						

様式第22の4(第34条の3関係)・第1表 (石油製品の販売、石油卸売等(一部改定)) 石油精製業者等の製油所及び油槽等石油在庫量等(ランクローリー)

事業者名 内訳等の欄に記入する 電話番号	年月日																																																																																		
(単位: t)																																																																																			
③タンクローリー在庫量																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者名</th> <th rowspan="2">貯蔵</th> <th rowspan="2">タンクローリー在庫量</th> <th rowspan="2">灯油</th> <th rowspan="2">軽油</th> <th rowspan="2">低燃費</th> <th rowspan="2">高燃費</th> <th rowspan="2">低燃費</th> <th rowspan="2">高燃費</th> <th rowspan="2">低燃費</th> <th rowspan="2">高燃費</th> <th rowspan="2">低燃費</th> <th rowspan="2">高燃費</th> </tr> <tr> <th>ガソリン</th> <th>ナフサ</th> <th>ワックス</th> <th>灯油</th> <th>軽油</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		事業者名	貯蔵	タンクローリー在庫量	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	ガソリン	ナフサ	ワックス	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費																																																								
事業者名	貯蔵														タンクローリー在庫量	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費																																																										
		ガソリン	ナフサ	ワックス	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者名</th> <th rowspan="2">貯蔵</th> <th rowspan="2">タンクローリー在庫量</th> <th rowspan="2">灯油</th> <th rowspan="2">軽油</th> <th rowspan="2">低燃費</th> <th rowspan="2">高燃費</th> <th rowspan="2">低燃費</th> <th rowspan="2">高燃費</th> <th rowspan="2">低燃費</th> <th rowspan="2">高燃費</th> <th rowspan="2">低燃費</th> <th rowspan="2">高燃費</th> </tr> <tr> <th>ガソリン</th> <th>ナフサ</th> <th>ワックス</th> <th>灯油</th> <th>軽油</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> <th>低燃費</th> <th>高燃費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		事業者名	貯蔵	タンクローリー在庫量	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	ガソリン	ナフサ	ワックス	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費																																																								
事業者名	貯蔵														タンクローリー在庫量	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費																																																										
		ガソリン	ナフサ	ワックス	灯油	軽油	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費	低燃費	高燃費																																																																					

様式第22の4(第34条の3関係)

様式第 22 の 4 (第34条の3関係)・第4表 (物販組合会・通販・会員組合会1・一部修正)
販売業者等の取扱い規約(会員規約)の提出書類(販売業者等の提出書類)(販売業者等の規約)

企划名	
导演姓名	
作品集小册子名	
作品集小册子名	
监制姓名	

制发日期	年月日
受制日	年月日

石油製品基準等の製油所及び油槽等石油出荷量(船舶)

企業名	
作成者に係名	
作成者に係名	
電話番号	

船名	年月日
提出日	年月日

様式第22の5（第34条の3関係）

規制第22の5（原3条の3関係）第1表（平成26年4月・第2回）

姓名	性别	年龄	民族	籍贯
出生年月	文化程度	政治面貌	工作单位	家庭地址
个人简历(从何年何月起)				
参加过什么社会活动				
奖励情况				
家庭主要成员及社会关系				
直系亲属情况				
本人对党的认识				
本人对党的认识				

时间	操作员	操作原因	操作结果	操作时间
2018-01-01 10:00:00	张三	增加新客户	成功	2018-01-01 10:00:00
2018-01-01 10:15:00	李四	修改客户信息	失败	2018-01-01 10:15:00
2018-01-01 10:30:00	王五	删除客户	成功	2018-01-01 10:30:00
2018-01-01 10:45:00	赵六	增加新客户	失败	2018-01-01 10:45:00
2018-01-01 11:00:00	孙七	修改客户信息	成功	2018-01-01 11:00:00
2018-01-01 11:15:00	吴八	删除客户	失败	2018-01-01 11:15:00
2018-01-01 11:30:00	郑九	增加新客户	成功	2018-01-01 11:30:00
2018-01-01 11:45:00	范十	修改客户信息	失败	2018-01-01 11:45:00

様式第22の6（第34条の3関係）

様式第22の7（第34条の3関係）

様式第22の8（第34条の3関係）

様式第22の9（第34条の3関係）

様式第22の10（第34条の3関係）

様式第22の11(第34条の3関係)

様式第22の12（第34条の4関係）

様式第22の13（第34条の4関係）

様式第22の14（第34条の4関係）

日		月		年		時		分		秒		毫秒		微秒		納秒		皮秒		femto		atto		zepto		yocto	
日	月	年	時	分	秒	毫秒	微秒	納秒	皮秒	atto	zepto	yocto	日	月	年	時	分	秒	毫秒	微秒	納秒	皮秒	atto	zepto	yocto		
				</																							

様式第220-15（第34条の4関係）

番	年	月	日	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒
備考欄																					

番	年	月	日	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒
備考欄																					

番	年	月	日	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒
備考欄																					

番	年	月	日	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒	時	分	秒
備考欄																					

様式第22の16（第34条の4関係）

様式第22の17（第34条の4関係）

様式第22の18（第34条の4関係）

様式第 22 の 19 (第34条の4 関係) (平34年令65)- 附20、令元年令合1、一部改正)

石油需給予定量（月分）

様式第22の19（第34条の4関係）

様式第22の20（第34条の4関係）

様式第23（第35条関係）

模式第 23 〈跳过全局保〉：〈芋1组保令209·通加，芋15组保令9·芋24组保令9·芋25组保令11·令25组保令5·一个疏五〉

石油(石油ガス)備蓄状況等調査

年 月 日

经济观察报

提出者 應用、名称
氏名
(法人にあっては、その代表者の氏名)
任業

石油の儲備の確保等に関する法律第36条の規定により、石油（石油ガス）の需給状況を別紙1通り呈示します。

参考 1 用語の定義は、日本産業標準規格A-44とする。
2 別紙1石油粗製油業者等（特定石油精製業者等を除く。）にあっては1表及び第2表の従業者、石油粗製油業者等（特定石油精製業者等に限る）にあっては第1表、第2表及び第3表の従業者、石油ガス販売業者にあっては第1表、第2表及び第3表の従業者。

第1类

月 日別施設状況		単位：キロリットル					
曜日	年 月 日	施設石 搬入量	灯油 搬入量	燃 料 搬入量	酸 化 水 搬入量	純 水 搬入量	原 水 搬入量
自己用	自家用の施設量 自家用の貯留能力 自家用の貯留量 自家用の貯留率						
平成石油	平成石油の施設量 平成石油の貯留能力 平成石油の貯留量 平成石油の貯留率						
その他							
定期	年 月 日	施設石 搬入量	灯油 搬入量	燃 料 搬入量	酸 化 水 搬入量	純 水 搬入量	原 水 搬入量
自己用	自家用の施設量 自家用の貯留能力 自家用の貯留量 自家用の貯留率						
平成石油	平成石油の施設量 平成石油の貯留能力 平成石油の貯留量 平成石油の貯留率						
その他							

第2表 年々月末日の自己所有石油貯油量の内訳等

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 需要航法装置により算入する場合は、該装置が本邦内に置かれることを確認した時点から入便までの期間、年月日及び時刻を需要航法装置により連続して記録したものに、航路が署名又は認定したものを、運送会社に提出する旨を記載する。

第5表 9—10月间日食及月食时太阳与月球在天空中的视运动

3 「基準」の欄には休止中のものも含めた実測所で測定する全てのタンクの基準を記載すること。
4 「休」の欄には休止中のタンク数を記載すること。
5 「貯蔵能力」の欄には「タンク容量」に対して、「基準」から「休」を控除した値を乗じた数値を記載すること。

第5表 1990—1991年南斯拉夫各族裔人口比例表(%)

備考
1 「座席の大きさ」は、日本製造業協会による。
2 「白黙用」の欄にはアリソン、エア、飛行機適用、「嘉裕用」の欄にはエアヨコハマ用、「ジェット燃料油用」の欄にはジェット燃料油適用の所載タンククリーニング台数について記載すること。

第5章

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第5章

貴重な
1. 用途の範囲をきめ、日本書院英語大字典。
2. 各種の文部省試験用紙における記入範囲を記載すること。
3. 基本事項: 共通事項がから所に上記の場合は、さへと用いて記載すること。
4. 「傳説考」欄については、掲載ごとに水色が異なる場合はそれだけ入れてください。(例)①(5cm), ②(4cm)
5. 「受出」欄には、受出用紙にあれば(受出用紙で記載されれば)、受出ごとに可ければ「受出」の前に記載すること。
6. 「出荷用紙」欄には、可能なら該欄に以下項目にしたがって記載すること。
ガリソン: 品名・規格・数量、白:A4用紙、黒: 梱包、携、ジャッキ専用紙: 紙
(A4用紙)ガリソン: 規格、白: A4用紙、黒: 梱包、携、ジャッキ専用紙: 紙
各部の記入範囲をきめ、日本書院英語大字典

様式第27（第36条関係）（平成26年版）・第36・第37・第38・第39条の一部改定
石油輸入業者登録届書

年 月 日

販売業者大口 姓 記載者の姓名
姓
氏

次のとおり石油輸入業者について税額が各月さだめることを記明します。

登録者の法人名及び住所
登録者の法人登録年月及び登録番号
登録者の業種の名称を添附し た場合の名前及び住所
登録料

備考： 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。
1 目的会社、2人以上とする。

様式第28（第36条関係）（平成26年版）・第36・第37・第38・第39条の一部改定
石油輸入業者登録届書

年 月 日

販売業者大口 姓 記載者の姓名
姓
氏
(法人においては、代表者の姓名)
性
名
(法人においては、代表者の氏名)
性
名
(法人においては、代表者の氏名)
性

次のとおり分類によって石油輸入業者の業種の分類があげましたことを記明します。

登録者の法人登録年月及び登 録番号
登録料

備考： 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。

様式第29（第39条関係）（平成26年版）・第36・第37・第38・第39条の一部改定
石油製品販賣業者登録届書

年 月 日

販売業者大口 姓 記載者の姓名
姓
氏
(法人においては、代表者の姓名)
性
名
(法人においては、代表者の氏名)
性
名
(法人においては、代表者の氏名)
性

右記の業種の選択等に関する法律取扱い基準の規定により、次のとおり選
出されます。

登録料
登録者の法人名及び住所
登録料
登録者の法人名及 業種
登録者の法人名及 業種
登録者の法人名及 業種
登録者の法人名及 業種

備考： 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。
1 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。
2 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。
3 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。

様式第30（第39条関係）（平成26年版）・第36・第37・第38・第39条の一部改定
石油精製業者登録届書

年 月 日

販売業者大口 姓 記載者の姓名
姓
氏
(法人においては、代表者の氏名)
性
名
(法人においては、代表者の氏名)
性
名
(法人においては、代表者の氏名)
性

次のとおり、石油精製業者の事業の内容が記し得ありますことを記明し
ます。

記載した者の登録年月日
記載の年月日

備考： 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。

様式第II (第38号) (昭和19年6月1日付) 第1回の申請に付するものと同一の 石炭類製品若手販賣業者登録証	
年 月 日	
販賣業者大名 記入欄の氏名 姓	
氏のうち、右石炭類製品を本種すべき材料を需要することに同意したことを 記載する	
販賣業者の住所及び役職	
販賣業者の電話番号	
右石炭類製品を販賣する場合に 必要とされるたる販賣の方法	
右石炭類製品の販賣の日付	
特許	
1 証明书に付さしり、日本更新税料A4とする。	
2 証明書は、右石炭類製品の本種に販賣する事をして認定されたもの の用紙である。	

模式第32(第三条基準) (平成16年3月1日以後の申請に付する一般認定)	
石油機関製造販賣業者登録証書	
年 月 日	
経営運営大業 拙	
記載者の氏名 姓 両	
次の方よりお詫び感謝製薬株式会社について相談がありましたことを御存知します。	
被相談者の氏名及び住所	
被相談者の生年月日	
石油機関製造販賣業者登録証書を発行し た機関の名称と登録番号	
相談開始の年月日	
備考	
1. 田中 淳一郎、日本東洋製薬 A. kijiro。	
2. 藤原公洋、さんじゅうどんじゆ。	

株式会社 第15回(第4回目)定期会員登録申込書(会員登録料を支払った場合のもの)	
お名前(姓と名の間に改行して記入) 田中 実業	
年月日 年 月 日	
会員登録料大額 指定	
賃り受けた者 姓 名、名称	(代人登録の場合は、代役者の氏名)
性別 男	
賃り受けた者 姓 名、名称	(代人登録の場合は、代役者の氏名)
性別 男	
次のとおり、特約会員登録申込書の新規会員登録欄の譲り渡しがありましたことを 記入します。	
譲り受けた者の提出申込日 年月日	
提出した者 年月日	
備考 月既に大額は、日本通運便託 A 4とする。	

株式会社「新日本製鉄」(本店:東京都千代田区、代表取締役社長:田中一郎)の登記	
登記官:石川県知事登記課	
年月日	
経営基盤・会員・譲 受	記載者の姓名 佐々木尚
次のとおり、特許料金支拂を承諾すべき個人を指定することに同意し て登記する。	
被登記人の氏名及び住所 被登記人の法人登記番号	被登記人の氏名及び住所 被登記人の法人登記番号
相続登記の月日	
摘要 1. 用途: 大きな工場、日本企業販売本拠として。 2. 登記の範囲: 本店の新規事業の拡大を保護するとして被認定され た新店舗、合併子会社等。	

様式第37(4)(各条目) (付表第23回、第24回共通、付表第45回、付表第46回、付表第47回)

特許石炭灰岩瓦業者規制登録書

年 月 日

経営者某氏大 贈
登録者の氏名
姓 両

次のとおり特に厚生省衛生局よりについて特許がありましたことを証明します。

特許権人の死後及び性別
被特許人の署名と年月日
特許権人の出生地と年齢を承
認する旨の記入
特許権人の年齢

備考 1 田舎の山間の村では、日本東洋瓦業大々として。
2 石炭灰岩で、白い上等な瓦です。

株式会社第34号(郵便番号)		年月日
の宛て(注記用紙を請求する場合は、この欄に記入)		
販路拡大部 担	販路拡大部 担 係 名 称	
	氏 名	
	(個人又は団体の代表者の氏名)	
	性 别	
	通 程 本 担 係 名 称	
	姓 名	
	(個人又は団体の代表者の氏名)	
	性 別	
次のとおり分類して神物社社殿修理費の事項の全部の申込がありましたが、 これを承認します。		
神物社社殿の修理料金		
修理料金の目次		
修理料金の目次		
月別の大きさは、日本全国特約店A 4 とする。		

株式会社(第4条各款) (社名の変更、本店の所在地の変更、代表者の変更)	
石炭ガス販入業登録証明書(登記)	
年 月 日	
新規事業大口登	
譲り受けた者 姓氏、名前 (法人あつては、代表者の氏名)	
譲り受けた者 姓氏、名前 (法人あつては、代表者の氏名)	
住所	
次のとおり、石炭ガス販入業登録の事項の全部の譲り受けをいたしましたことを 記します。	
記載した旨の添附書類日付	
記載した旨の月日	
備考 月日付のときは、日本標準暦表 A とする。	

様式第4(第4回提出用)(付1)提出書類の記入、右の欄に記入して下さい							
石油ガス輸入業者登録届出書							
年 月 日							
延徴済大口 売上							
記入者の氏名 姓 名							
次のとおり、石油ガス輸入業者を承認する旨を照会し審査することに同意したことを表明します。							
<table border="1"> <tr> <td>登録個人の氏名及び住所</td> </tr> <tr> <td>登録個人の届出年月日</td> </tr> <tr> <td>登録法人の登記番号</td> </tr> <tr> <td>登録法人の登記地の名称</td> </tr> <tr> <td>登録法人の本拠地の名称</td> </tr> <tr> <td>登録法人の本拠地の住所</td> </tr> </table>		登録個人の氏名及び住所	登録個人の届出年月日	登録法人の登記番号	登録法人の登記地の名称	登録法人の本拠地の名称	登録法人の本拠地の住所
登録個人の氏名及び住所							
登録個人の届出年月日							
登録法人の登記番号							
登録法人の登記地の名称							
登録法人の本拠地の名称							
登録法人の本拠地の住所							
掲示書							
1. 両親の生きどり、日本未経済収入人とする。							
2. 既往歴、石油ガス輸入業者の地位を承認する旨をして審査された以外の事項を申告せよとする。							

模式第42(各店名) (原付用車種、中古車用車種、一般車用車種)	
石炭ガス架装済認定登録明細書	
年月日	
既存最大気量 残	
起営者の氏名 姓 名	
次の方よりお問い合わせ又は輸入業者について相談がありましたことを証明します。	
資料提出人の氏名と会社名	
資料提出人の会社住所	
石炭ガス架装済の車両の仕様と承認書の写しを提出する場合は、この欄に記入する	
申請期間の内年月日	
備考 1 国税の大きさは、日本版規則A4にして下さい。 2 証明書は、タスビなどとすること。	

株式会社 第4回定期(第4回定期) 株式会社 第4回定期(第4回定期)	
石油ガス・メタル・資源開発(株)	
年月日	
新規事業本部 担	新規事業 会員、会社名 (個人であれば、代表者の氏名) 新規事業 会員、会社名 (個人であれば、代表者の氏名) 性別
次のとおり分類によって右欄に登録する事項の全部の手帳がありますことを記載	
登録手帳の登記日月日	
承認の日月日	
備考 月次の大口さは、日本通運便用 A4 とする。	

(注) 1. 確入については、登場人物におけるチーム属性及びスポット属性の実績、予定を記入すること。